

平成27年8月31日

平成27年（行コ）第7号（原審平成23年（行ウ）17号／18号）

控訴人（原審原告） 前川盛治ほか

被控訴人（原審被告） 沖縄県知事／沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

準備書面（3）

（本件埋立事業が公有水面埋立法第4条1項各号の免許要件を欠くことについて）

控訴人ら訴訟代理人弁護士	籠橋 隆明
同	鋳 口 崇
同	喜多 自然
同	栗 山 知
同	齋藤 祐介
同	白川 秀之
同	長谷川 鉦治
同	原田 彰好
同	日高洋一郎
同	間宮 静香
同	御子柴 慎
同	横 江 崇
同	松本 撤意
同	吉浦 勝正
同	宮本 増

本件埋立事業が公有水面埋立法第4条1項各号の免許要件を欠くことについて

1、本件埋立事業の免許・承認、本件変更許可・承認に際して沖縄県知事が行った公有水面埋立法4条1項各号に関する免許要件の審査については、沖縄県の「公有水面埋立法に関する許認可等に係る審査基準」（以下「審査基準」という。甲E43の2）に則り審査されたことが推測される。

公表されている「審査基準」によれば、審査は「形式審査」と「内容審査」がある。「内容審査」では、免許基準について実質的に必要事項を審査することとされ、A 埋立の必要性、B 免許禁止基準として公有水面埋立法4条1項各号の要件、そして、C 免許拒否の裁量の基準等の審査事項が列挙されている。

以下、この「審査基準」が定める「内容審査」の審査事項について検討する。

2、A 埋立の必要性

(1) 「内容審査」の第1は「A 埋立の必要性」の審査とされ、「必要理由」として以下の事項等が審査されることになっている。埋立の必要性は公有水面埋立法4条1項等に記載はないが、当然の要件といえる。

以下審査事項を例示する。

- (i) 埋立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないか。
- (ii) 埋立ての動機となった土地利用に当該公有水面を廃止するに足る価値があると認められるか。
- (iii) 埋立をしようとする場所が、埋立地の用途に照らして適切な場所といえるか。

以上の審査事項も、公有水面埋立の意義、公有水面埋立法の趣旨、特に昭和48年の法改正の趣旨等に照らして当然の要件というべきである。

(2) 上記(i)について

ア、上記(i)は、本件の埋立動機である土地利用計画は埋立によらなければ充足できないのか、ということである。

答えは当然否である。

イ、本件埋立事業等の背景事実として、被控訴人らは、沖縄市域の基地面積が市域の36%を占め、地域活性化のために開発する土地が極端に不足していることから、沖縄市は本件埋立事業によって造成した土地を購入して事業化すると説明している。

ウ、しかしながら、控訴人らが既に指摘してきたとおり、①沖縄市内陸部に開発可能な準工業地域(102ha)等が存し、②平成18年に旧東恩納弾薬庫跡地が米軍から返還されたが、これを直ちに陸上自衛隊に賃貸したのは沖縄市自身であるから、上記の開発のための土地がないとの主張は事実と反する。

エ、また、埋立以外の地域活性化の方法としては、既に沖縄市が取り組んでいる中心市街地活性化政策等があり、また、仮に泡瀬干潟等の海域を地域活性化の手段として利用するとしても、例えばいわゆるエコツアー等の埋立以外の利用方法(持続可能な利用。この干潟等を利用する場合は、その保全と両立させなければならないとのルールは、ラムサール条約において各国政府等の責務とされている。)

オ、埋立事業のもう1つの目的とされている、新港地区FTZ構想に基づく航路・泊地浚渫工事に伴って発生する浚渫土砂処分も、新港地区のFTZ構想は完全に破綻しており、航路等の浚渫自体も不要・不急なものであって、この埋立

の目的自体も消滅している。

カ、しかしながら、沖縄市等は、「本件の埋立動機である土地利用計画は埋立によらなければ充足できないのか。」という命題については検討をおろそかにし、「初めに埋立有りき」という考えに基づいて、東部海浜開発計画、あるいは本件埋立事業に進んできた。上記許可基準は満たされていない。

(3) 上記(ii)について

ア、上記(ii)は、埋立ての動機となった土地利用に当該公有水面を廃止するに足る価値があると認められるか、というものである。

これについても否である。

イ、泡瀬干潟海域が貴重であり、他方で本件埋立工事の環境影響影響に関する分析・評価が極めて不十分であるにもかかわらず、本件埋立工事が着工されて泡瀬干潟海域の自然環境は大きく破壊されようとしている。

ウ、泡瀬干潟海域を埋め立てて造成される土地の利用目的の1つは、埋立地上に計画されているリゾート施設を主とする施設に観光客等を誘致して、沖縄市を中心とする中部地域の経済を活性化させるというものである。しかしながら、①本件土地利用計画は需要予測が恣意的であって、実際に計画された程度の消費需要が発生するか不明確な状況であり、②沖縄市等が誘致しようとしている企業の進出も不明確な状況である。③2011年の東日本大震災の経験は、津波被害のおそれのある標高の低い海岸付近の土地の需要を低下させていることから、この点からも企業進出は楽観できない。

エ、埋立事業のもう1つの目的とされている、新港地区FTZ構想に基づく航路・泊地浚渫工事に伴って発生する浚渫土砂処分も不要・不急なものであることは前記のとおりである。

(4) 上記(iii)について

ア、上記(iii)は、埋立をしようとする場所が、埋立地の用途に照らして適切な場所といえるか、というものである。

これについても否である。

イ、泡瀬干潟海域の貴重性、希少性については、例えば訴状19頁以下において泡瀬海域や生息種等に関して主張しているとおりである。沖縄県も「自然環境の保全に関する指針(沖縄島編)」において泡瀬海域を「自然環境の厳正な保護を図る区域」であるランクI等に位置づけ、種の保存法の国内希少野生動物種に指定された希少種や、国の天然記念物指定種も生息し、環境省は泡瀬干潟海域を、「日本の重要湿地500」に指定し、ラムサール条約湿地潜在候補地に選定し、種の多様性、生態系の豊かさ等の点で群を抜いている。

その反面、平成12年当時の本件環境影響評価書や、本件変更許可申請書に

添付された「環境保全図書」における、泡瀬干潟海域の動植物種や生態系に関する分析・評価が極めて不十分である。

本件埋立事業の進捗に伴い泡瀬干潟海域には様々な影響が既に現れているが、本件変更許可申請に際しても十分な検討はなされていない。

ウ、前記のように埋立の必要性・相当性が不明確な本件埋立事業でもって、貴重・希少かつ代替性のない泡瀬干潟海域を破壊することは、公有水面埋立法が要求する「埋立の必要性」の要件に違背するものである。

3、公有水面埋立法4条1項1号（国土利用上適正且合理的ナルコト）について（1）「内容審査」の第2は「B 免許禁止基準」とされ、公有水面埋立法4条1項1号～6号について審査されることになっている。

「審査基準」において、4条1項1号（国土利用上適正且合理的ナルコト）について規定されているのは以下の審査事項等である。例示する。

（i）埋立により地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないか。

（ii）古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立ではないか。

（iii）周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用となっていないか。

（2）上記（i）について

ア、上記（i）は、埋立により地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないか、ということである。

答えは、当然「失われることになる」。

イ、泡瀬干潟海域の貴重性・希少性については既に主張してきたとおりである。

控訴人らは、本件変更許可等ないし本件埋立事業が公有水面埋立法4条1項1号「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件に違反するとして、その根拠の1つとして本件埋立事業によって埋め立てられる干潟・浅海域が、泡瀬干潟海域の自然生態系において極めて重要な海域であり、貴重性を有する旨指摘してきた。

これに対し、被控訴人沖縄県知事は、本件埋立事業における干潟域の埋立面積は5haであって干潟面積の2%にすぎないと反論している（被控訴人沖縄県知事答弁書5頁以下）。

しかし、この被告県の主張はこれだけでは何らの意味をも有せず、失当というべきである。

ウ、すなわち、まず干潟域の埋立面積が5haで干潟面積約260haの2%であるとの主張については、本件埋立計画では、この干潟域に続き浅海域でも約90

haが埋め立てられるのであって、泡瀬干潟海域の生態系は、干潟とこれに連続する浅海域、そして周辺陸海域も連続して一体として生態系を形成しているものであり、干潟域と浅海域を峻別して別個に把握評価することは不可能というべきである。

問題は、本件埋立工事によって埋め立てられる干潟と浅海域が埋立開始前にどのような自然状況にあり、生物生産量はどの程度であったか、この海域が生態系においてどのような役割を負っていたかなど、できる限り生態系全体との関係において科学的・客観的・定量的に評価される必要がある。このような調査と分析を通じて、失われる海域（生態系）が支えていた生物群が解明され、そして、この海域が埋め立てられて失われることにより、生息生物種や生態系にどのような変化が現れるのか、このような分析が科学的になされたのかということである。

本件では、既に何度も指摘したように当初平成12年時点での環境影響評価手続での自然調査自体がずさん・不十分であって、リストに上っていない生息生物種、しかも貴重・希少な種が多数存在し、しかも、このずさん・不十分な調査を前提として結論ありきの非科学的・恣意的な予測・評価がなされたのであり、本件変更許可申請における環境保全図書においても、この点は同様であった。

エ、少しだけ例を挙げる。本件埋立計画に基づき埋め立てられる海域は、変更前の埋立計画の第I区域と大部分が重なっているが、この海域の自然の状況について若干例示する。

- ・貝類では、スイショウガイ、オキナワハナムシロ、カゲロウヨフバイ、ニライカナイゴウナ、フジイロハマグリ等希少な貝類の生息海域と完全に重なっており（甲C6-21頁分布図参照）、埋立工事はこれら貝類の生息場所を完全に破壊してしまうので、埋立工事の進捗によってこの海域の上記貝類は絶滅した可能性がある。これらの貝類は埋立開始以前でも絶滅の危険が高かったのであるが（甲C6-20頁の〔貝類〕の説明参照）、本件海域での生息場所が破壊されたことから、絶滅危機は一層深刻となった。
- ・海草藻場では、平成12年当初の環境影響評価書（甲C11、6-5頁）において、「泡瀬地区における生育被度50%の藻場（密生・濃生域）がやむを得ず約25ha消失することになる」として、「藻場（密生・濃生域）のうち主要な構成要素で埋立計画地周辺一帯に多く生育している大型海草種であるリュウキュウアマモ及びボウバアマモを（中略）できる限り移植」としている。これは海草藻場は生産性が高く、かつ多様な動植物の生息場所となっており、本件海域生態系において重要な役割を担っていることから、「代償措置」として

移植して保全しようとするものであるが、事業者自身も同所（海草藻場）が生態系上で重要な場所であったおとを認めているものである。

- ・サンゴも生態系上重要な位置を有するが、変更前の当初の埋立計画第Ⅰ区域内にて「10%を超えるような被度」のサンゴの存在が確認されて、そのサンゴの移植が実行されているが、その移植後も依然として、第Ⅰ区域内にはコノハシコロサンゴ、リュウキュウキッカサンゴ、ヤッコアミメサンゴ、オヤユビミドリイシ、ホソエダミドリイシ、スギノキミドリイシが合計約700㎡も残っている（控訴理由書50頁参照）。

オ、被控訴人らは、平成12年当時の本件環境影響評価手続も適正に行われているとしているが、既に述べたように生息する希少種等も多数同評価書から落としており、したがってこれらに対する影響予測・評価は全くなされておらず、また、予測・評価自体も結論有りきの恣意的・非科学的なものであって、本件工事による環境影響が評価書に適切に記載されていないのである。平成12年当時の埋立計画に関する環境影響評価書は法の予定しているレベルに比して、質的及び量的双方の面で劣っており、法の趣旨に反するものである。そして、工事の進捗に伴って、環境影響評価書には記載されていない、控訴人らが主張しているような環境影響も現れてもいるのである。

カ、本件埋立の事業者は、甲C72の最後の頁である「別紙」等でも「埋立予定地内の環境は喪失する」ことを容認し、「確認された種のほとんどが埋立予定地以外にも広く生息が確認されている」としているが、「埋立予定地内にも確認されているのは貝類6種」として、この貝類6種「が生息すると考えられる環境は埋立予定地以外にも広く分布していること」、「絶滅危惧種Ⅱ類以下のカテゴリである」ことなどを理由として、保全策は講じない方針である。しかしながら、この生き埋めにされる貝類自体は、事業者の度重なる調査によっても埋立予定地以外での生息が確認されておらず、埋立予定地以外では生息していない可能性がむしろ高いのではないかとの推測が働き、貝類6種「が生息すると考えられる環境は埋立予定地以外にも広く分布していること」との事業者の上記説明も何らの根拠もない無責任な説明に過ぎず、「絶滅危惧種Ⅱ類以下のカテゴリである」ことなどは保全しない理由には全くならない言い訳にすぎず、独善的・独断的な言い分というしかない。

そして、同「別紙」にあるように環境監視委員会委員も埋立予定地周辺には「希少種が多く存在することが確認されたので、再度よく調査をし、アセスの評価を見直す必要がある」との意見に対しても、「極めて希少性の高い種については」「代償措置」を、その他の種については「回避、低減という保全措置」を行うことにしている旨回答して、環境監視委員の意見についても採用する姿

勢は全くなく、事業者の「保全措置」も極めて不十分なものであって、環境の質と量を全体として保全するものとはほど遠い内容である。

キ、このように、本件埋立計画は、生物多様性や生態系の保全の観点からも泡瀬干潟海域の貴重性にかかわらず、環境影響評価手続・保全措置は極めて不十分なもので、泡瀬干潟海域の貴重性や本件埋立工事による環境影響を十分に評価することなく、埋立事業が推進されて干潟の破壊・劣化が進んでいるのである。

ク、控訴人らが主張しているように泡瀬海域の生息種や生態系は貴重・希少であるが、同時にこの海域は「地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等」に該当する。

いうまでもなく泡瀬地区のみならず沖縄市民ないし沖縄島中部の住民は海とともに生きてきて、その生活、文化、信仰等は海と切り離すことはできないと思料される。泡瀬海域は中城湾奥にある干潟・浅海域の海域であって、泡瀬地区は古くから塩田として塩を産出し、住民は日常的に海から食料を得、住民の生活と海とは極めて密接な関係であり、住民生活も海と切り離すことはできない状況が続いてきた。

そして、近年、沖縄島海浜の埋立が進行して自然海浜が希少となる中で、泡瀬海域は残された干潟・浅海域の中ではまとまった規模の大きい、しかも、生物多様性が豊かな海域として注目されるようになった。近年の生物多様性条約やラムサール条約、これらに基づく国内法制の上からも注目されている泡瀬海域は、単に生物多様性ないし学術的な価値のみならず、これからのエコツアー等の「観光」や「教育」資源としてもその保全の必要がある。

(3) 上記(ii)について

上記(ii)は、古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立ではないか、ということである。

泡瀬海域はいわゆる「古来からの景勝地」とされているのではないが、眼前にはさえぎるものもなく中城湾がひろがり、潮の満ち干が絶え間もない景観は掛け替えもなく、「景勝地」と言っても間違いではない。

そして、本件埋立によって、眼前に人工島が出現し、泡瀬海域の海流や砂の移動の変化等による景観変化、生態系の劣化等により、泡瀬海域の景観も一変することになる。

(4) 上記(iii)について

上記(iii)は、周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用となっていないか、ということである。

本件埋立予定地に面する陸域は、直近に県総合運動公園があるが、その他は住宅地域が中心となった比較的落ち着いた住環境となっている。

ところが、本件埋立が完了し東部海浜開発事業が進捗すると、事業者の予測では、この埋立地の人工島に入域観光客数41万人/年（甲A1-44頁）、交流施設への沖縄市民の参加人数10万9000人/年（甲A1-73頁）、商業施設への沖縄市民、その他のコザ・石川圏住民の各ショッピング需要107万6000人/年、87万9000人（甲A1-100頁）、健康・医療施設へのコザ・石川圏の需要9万4000人/年（甲A1-126頁）、多目的広場への地域住民の需要合計51万5000人/年（甲A1-145頁の表から計算した）、以上合計は308万3000人/年となっている。1日当たりに換算すると実に8447人/日、これに沖縄市の産業連関分析の就業者数1447人を加えれば、平均して1万人に近い人々がこの埋立地に毎日滞在していることになる。

また、埋立地の自動車交通量（人工島と陸域との往復）は26,005台/日（甲A1-166頁）となっている。

以上の膨大な人と車と物資の移動は、泡瀬地区の現在の生活環境からみて不釣り合いな土地利用となる可能性がある。

（5）諸般の事項を比較衡量して判断する方法

ア、以上のとおり、公有水面埋立法4条1項1号（国土利用上適正且合理的ナルコト）について沖縄県が定めた「審査基準」の例示の事項に関しては、いずれも各事項に違反しており、本件埋立事業が違法であることを示している。

なお、控訴理由書（13頁）にも記載したが、「織田が浜事件差戻後高裁判決」（高松高裁平成6年6月24日判決）は、公有水面埋立法4条1項1号「国土利用上適正且合理的ナルコト」の解釈・適用について、「その文言及び事柄の性質上、埋立が国土利用上公益に合致する適正なものであることを趣旨とするから、免許権者は、（中略）国土利用上の観点からの当該埋立の必要性及び公共性の高さ、当該自然海浜の保全の重要性あるいは当該埋立自体及び埋立後の土地利用が周囲の自然環境に及ぼす影響等とを比較衡量のうえ、諸般の事情を斟酌して、瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的・合目的的に判断すべきもの（後略）」として、諸般の事項を比較衡量して判断する旨判示した。なお、同判決は、織田が浜が瀬戸内海に存することから瀬戸内法の趣旨を踏まえることが述べられているが、泡瀬海域も極めて重要な自然環境を有しているものであるから、瀬戸内法については特に拘泥する必要は存しない。

イ、上記判決の比較衡量論に従って本件について検討してみる。

まず、「国土利用上の観点からの当該埋立の必要性及び公共性の高さ」であるが、この点については本件許可申請に関して事業者が提出した甲A1等に記載された地域活性化等に資するという目的があるが、需要予測の方法には大き

な疑問があり、航路等の浚渫土砂処分場としての役割も不要不急であり、その必要性があるとはいえない。

他方の「当該自然海浜の保全の重要性あるいは当該埋立自体及び埋立後の土地利用が周囲の自然環境に及ぼす影響等」については、前記のとおり泡瀬海域の保全の重要性は極めて高いことは明白である。

したがって、この比較衡量による方法によっても、本件埋立事業の違法性は明白である。

4、公有水面埋立法4条1項2号（環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト）について

(1) 「内容審査」「B 免許禁止基準」の公有水面埋立法4条1項2号（環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト）について規定されているのは以下の審査事項等である。例示する。

(i) 護岸、その他の工作物の施工において、(中略)水質の悪化、(中略)にごりの拡散、水産物等への悪影響、(中略)植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、(中略)その他環境保全に十分配慮した対策(中略)がとられているか。

(ii) 埋立に用いる土砂等の性質に対応して、水質の悪化、(中略)にごりの拡散、水産生物等への悪影響、(中略)その他環境保全に十分配慮している工法((中略)土砂等の採取、運搬・搬入方法、覆土等)がとられているか。

(iii) 埋立土砂等の採取・運搬及び投入において、(中略)水質の悪化、(中略)にごりの拡散、水産生物等への悪影響、(中略)植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、(中略)その他環境保全に十分配慮した対策(中略)がとられているか。

(iv) 埋立てにより水面が陸地化することにおいて、周辺海域の海流、潮流の変化等から生ずる水質の悪化、水産生物への悪影響、異常堆砂、異常潜掘、(中略)その他環境保全に十分配慮した対策(中略)がとられているか。

(v) 埋立地の護岸の構造が、(中略)災害防止に十分配慮されているか。

(vi) (前略)埋立地の地盤改良等の工事方法の選定等に関して、(中略)災害防止につき十分配慮しているか。

(2) 上記(i)について

ア、上記(i)は、護岸、その他の工作物の施工において、(中略)水質の悪化、(中略)にごりの拡散、水産物等への悪影響、(中略)植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、(中略)その他環境保全に十分配慮した対策(中略)がとられているか、ということである。

答えはもちろん否である。

イ、既に述べたように、平成12年当初の環境影響評価書はずさんであり、生息種が抜け落ちていたり、評価書に記載のある生息種の調査方法も不適切なものが散見され、生息種や生態系に与える影響についても「先に結論ありき」であって、予測・評価の理由も定性的な記述に終始して恣意的であった。本件変更許可手続きに置いてこの点は同様である。

そして、埋立工事の進捗に伴い濁りや砂の移動が発生し、泡瀬海域に生息する動植物に対する悪影響が発生しているが、事業者はこの事実を認めようとしていない。

環境保全に関しては、埋立予定地に生息していた大型海草の一部が「移植」された程度にすぎない。

(3) 上記(ii)について

ア、上記(ii)は、埋立に用いる土砂等の性質に対応して、水質の悪化、(中略)にごりの拡散、水産生物等への悪影響、(中略)その他環境保全に十分配慮している工法((中略)土砂等の採取、運搬・搬入方法、覆土等)がとられているか、ということである。

答えはもちろん否である。

イ、前記(2)にも記載した状況であり、「環境保全に十分配慮している」とは到底言い得ない。

1つ付け加えれば、埋立土砂の相当部分は購入土砂が使用されるが、その性状チェックは、行われる場合もサンプル検査が行われ、侵入種による生態系攪乱の危険性が高い。

(4) 上記(iii)について

上記(iii)は、埋立土砂等の採取・運搬及び投入において、(中略)水質の悪化、(中略)にごりの拡散、水産生物等への悪影響、(中略)植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、(中略)その他環境保全に十分配慮した対策(中略)がとられているか、ということである。

答えはもちろん否である。前記(2)及び(3)にも記載した状況である。

(5) 上記(iv)について

上記(iv)は、埋立てにより水面が陸地化することにおいて、周辺海域の海流、潮流の変化等から生ずる水質の悪化、水産生物への悪影響、異常堆砂、異常掘削、(中略)その他環境保全に十分配慮した対策(中略)がとられているか、ということである。

答えはもちろん否である。埋立護岸の出現や埋立工事による海流の変化、濁りや砂の移動の発生等により、まさしく「異常堆砂」等が発生しており、海草

藻場やサンゴの衰退、東側砂州の海没等の影響が発生している。

(6) 上記 (v) について

上記 (v) は、埋立地の護岸の構造が、(中略) 災害防止に十分配慮されているか、ということである。

これについても、再三主張しているとおおり、津波等による被害の発生に対応されていない。

(7) 上記 (vi) について

上記 (vi) は、(前略) 埋立地の地盤改良等の工事方法の選定等に関して、(中略) 災害防止につき十分配慮しているか、ということである。

これについても、再三主張しているとおおり、液状化対策がどのようになされるか明確とはいえない。

5、公有水面埋立法4条1項3号（埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト）について

(1) 「内容審査」「B 免許禁止基準」の公有水面埋立法4条1項3号（埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト）について規定されているのは、以下の審査事項等である。例示する。

(i) その他国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違背していないか。

(2) 上記 (i) について

ア、上記 (i) の審査では、まず「国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画」とは何かが問題となる。

この点、沖縄県の見解では、「生物多様性国家戦略2012－2020」、「生物多様性おきなわ戦略」、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」等が該当するとされている（甲E43の3）

イ、「生物多様性国家戦略2012－2020」及び「生物多様性おきなわ戦略」は、いずれも生物多様性基本法に基づき策定された計画である。

「生物多様性国家戦略2012－2020」は、「国土の特性に応じたランドデザイン」を目標に、沿岸域については、「現存する干潟・塩性湿地・藻場・サンゴ礁などを含む浅海域や自然海岸の保全を優先するものとし、さらに多様な生物の生息・生育環境の再生・創出により、人が近づき楽しむことのできる海辺を復活する」、「これらの実現に向け、科学的知見に基づく海洋保護区の適切な設定と管理の充実を進める。」などとし（67頁以下）、第3部の「行動計画」では「干潟・浅海域・藻場・生息生物種等の保全の推進」などを定め

ている（170頁）

「生物多様性おきなわ戦略」は、自然との共生を図る社会の実現を目標とし、「短期目標」として生物多様性を保全・回復し、既に消失、劣化した生態系については科学的な知見に基づきその再生を図り（77頁）、具体的な施策でも「生物多様性の損失を止める」、「生物多様性を保全・維持し、回復する」（79頁）、「希少野生生物の保全」を図る（85頁）などとしている。

しかしながら、本件埋立事業は、既に何度も主張してきたように、これまでの埋立工事の進捗により泡瀬海域に重大かつ明白な環境影響を来しており、これによって明らかに同海域の自然環境は劣化してきている。しかし、事業者はこのような埋立工事による環境影響の存在を否定し、対策を取ろうともしていない。

このような状況では、本件埋立工事の進捗に伴い、一層の自然環境の劣化をもたらすことは明らかであり、本件埋立事業は「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「生物多様性おきなわ戦略」の各計画と矛盾するものであり、本件埋立事業は「法律に基づく計画」に違背し、公有水面埋立法4条1項3号に違反することは明らかである。

6、公有水面埋立法4条1項4号（埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト）について

(1) 「内容審査」「B 免許禁止基準」の公有水面埋立法4条1項4号（埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト）について規定されているのは、以下の審査事項等である。例示する。

(i) 埋立地の用途に照らして、公共施設としての道路が（中略）災害の防止（中略）上、適切な配置及び規模で設計されているか。

(2) 上記(i)について

ア、本件埋立地には前記のとおり観光客、地元住民等の膨大な数の人々が訪問することになっているが、既述のように津波等の襲来のおそれがあり、その場合は陸域に避難する必要も考えられるが、本件埋立地にと陸域を結ぶ橋梁は1本であり、人身被害発生のおそれがある。

イ、したがって、本件埋立事業は公有水面埋立法4条1項4号にも違反する。

7、ちなみに、以上の控訴人らの主張は、ほぼ同旨の記述が「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会」の「検証結果報告書」（甲E43の1）にも存する。

そして、被控訴人沖縄県知事は、現在も将来も上記報告内容を正当なものとして

して、国に対し、辺野古地区地先の埋立事業が公有水面埋立法4条1項各号に違反すると主張されるであろう。

もとより、上記報告書の内容は適切・正当であり、同報告書の対象となっている辺野古地区地先の埋立事業が公有水面埋立法4条1項各号に違反することは明白である。

しかしながら、これまでの本訴における被控訴人沖縄県知事の主張は、上記報告書の内容とは真逆の内容に終始されており、ダブルスタンダードと言われても仕方がない状況である。

控訴人らとしては、望むべくは、沖縄県ないし被控訴人沖縄県知事が、本訴ないし本件埋立事業に関しても、上記報告書と同旨の内容、公有水面埋立法4条1項各号の解釈についても上記報告書の内容に立脚して対応されることを期待するものである。

以上